

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

電話：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に対する算定について（2020 年 10 月 1 日版）

新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬の算定について、新たな診療行為コードが提供されました。
2020 年 10 月 1 日の診療分より、下記の診療行為コードにて入力をお願い致します。

1. 院内トリージ実施料

新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者様に対し、必要な感染予防策を講じた上で実施される
外来診療を行った場合、以下の診療行為コードにより算定します。

診療行為コード	漢字名称	点数
113032950	院内トリージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）	300点

<注意事項>

2020 年 9 月 30 日までは、「113013710：院内トリージ実施料」にて算定します。

2020 年 10 月 1 日以降は、新設された上記の診療行為コードにて算定します。

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの場合での算定になります。

2. 精神疾患を有する定期受診患者に対する電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合の算定

精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療、および、処方を行う場合であ
って、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において精神科を担当する医師が一定の
治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報
通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合、月 1 回に限り、以下の診療行為
コードにより算定します。

診療行為コード	漢字名称	点数
180064750	精神疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）	147点

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。